



# 金沢市公報

号外第9号の2

平成19年(2007年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| ◎ 目 次  | ページ |  | ページ |
|--|-----|--|-----|
| ●規則  |     | ○金沢市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 (文書法制課)                     | 8   |
| ○金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例施行規則 (市民参画課)            | 1   | ○金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (国際文化課)           | 9   |
| ○金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則 (都市計画課) | 2   | ○金沢市が施行する土地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則の一部を改正する規則 (都市計画課) | 10  |
| ○金沢市都市計画公聴会規則 ( )                                | 7   |  |     |

## 規 則

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第6号

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例(平成17年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民参加の手続を行わないことができるもの)

第2条 条例第11条第4号に規定する市長が別に定めるもの(第3号及び第4号に掲げるものにあつては、パブリックコメント手続(条例第6条第1号に規定するパブリックコメント手続をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)は、次に掲げるものとする。

(1)軽微なもの

(2)市の機関(条例第7条に規定する市の機関をいう。以下同じ。)による裁量の余地のないもの

(3)審議会等(条例第6条第2号に規定する審議会等をいう。)がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき施策の企画立案を行うものうち、当該企画立案を行おうとする施策の案が当該準じた手続において公表したものと大きな変更がないもの

(4)パブリックコメント手続以外の適切かつ効果的と認められる方法により広く市民の意見を求め、提出された意見を考慮して施策の企画立案を行うもの

(意見の提出の方法等)

第3条 条例第12条第1項の規定によるパブリックコメント手続における意見の提出の方法は、次のとおりとする。

(1)市の機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリを用いた送信

(2)市の機関が指定する送信先への電子メールの送信

2 条例第12条第1項の規定によるパブリックコメント手続により意見を提出しようとする者は、原則として住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を明らかにしなければならない。

(施策の案に関連する資料)

第4条 条例第12条第2項に規定するパブリックコメント手続の対象となる施策の案に関連する資料は、次のとお

りとする。

- (1) 施策の案を作成した趣旨、目的又は背景
- (2) 施策の案を作成する際に整理した考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の案の内容を理解する上で参考となる資料  
(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第7号

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(ラブホテル等の構造及び設備の基準)

第3条 条例第2条第1項第3号に規定する規則で定める割合は、3分の1とする。

2 条例第2条第1項第6号に規定する規則で定めるロビー、応接室、談話室等（以下「ロビー等」という。）の広さ及び同項第7号に規定する規則で定める食堂、レストラン、喫茶室等（以下「食堂等」という。）の広さは、それらの床面積の合計が別表第1の左欄に掲げる施設の収容人員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

3 条例第2条第1項第10号ただし書に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 専ら飲食、湯治、団体宿泊その他これらに類するものの用に供することを目的とするもの
- (2) 集会、宴会、飲食、催物等多目的な利用に供される施設及び構造を有し、かつ、宿泊施設と一体的な利用が可能なもの

4 条例第2条第1項第10号アに規定する規則で定める割合は5分の1とし、同号イに規定する規則で定める面積は20平方メートルとし、同イに規定する規則で定める割合は2分の1とする。

5 条例第2条第1項第12号に規定する構造及び設備に関する基準の細目は、別表第2のとおりとする。

(建築)

第4条 条例第2条第3項に規定する規則で定める増築又は改築は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 増築 客室以外の用に供する部分に係るもので、その床面積の合計が50平方メートル以下のもの
- (2) 改築 客室、玄関又は帳場、ロビー等及び食堂等以外の用に供する部分に係るもの

2 条例第2条第3項第2号に規定する規則で定める外観又は意匠の変更に伴う修繕又は模様替は、建築物の外観のおおむね2割を超える部分の修繕又は模様替とする。

(ホテル等の確認申請)

第5条 条例第4条第1項の規定によるホテル等の確認の申請は、ホテル等建築確認申請書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図面等を添付して行うものとする。

(標識の掲出)

第6条 条例第5条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 条例第5条第2項の規定による届出は、標識掲出届（様式第4号）により行うものとする。

(説明状況報告書)

第7条 条例第7条の規定による報告は、説明状況報告書(様式第5号)により行うものとする。

(意見書の提出)

第8条 条例第8条の規定による意見書の提出は、条例第5条第1項に規定する標識の掲出期間の初日からその末日後2週間を経過する日までの間に行うものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第6号のとおりとする。

(審議会の会議等)

第10条 金沢市ラブホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 条例第13条から第15条まで及び前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| 施設の収容人員の区分  | ロビー等又は食堂等の床面積   |
|-------------|---|
| 30人以下       | 30平方メートル以上  |
| 31人から100人まで | 客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た面積(その面積が40平方メートル以下である場合は、40平方メートル)以上 |
| 101人以上      | 101平方メートル以上   |

備考 食堂等の床面積は、それらに付随する調理室又は配膳室の床面積を含む。

別表第2(第3条関係)

構造及び設備に関する基準の細目

| 項 目            | 基 準   |
|----------------|---|
| 玄関             | (1) 入口の幅がおおむね1.8メートル未満であり、道路に面していない構造であること。<br>(2) 1階部分に位置するものでないこと。ただし、敷地の形態、周辺の地形、建築物の権利関係等により、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。<br>(3) 道路から玄関の見通しを妨げる遮へい物があること。  |
| 帳場             | (1) 玄関から容易に見ることができるような客等が通過する場所に位置していないこと。<br>(2) 相対して客等と従業員が直接、面接することができず、ガラス、カーテン等の遮へい物がある構造であること。  |
| 駐車場            | (1) 道路から駐車場の見通しを妨げる遮へい物があること。   |
| ロビー等           | (1) 玄関と同一の階に位置していない構造であること。ただし、敷地の形態、周辺の地形、建築物の権利関係等により、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。   |
| 客室             | (1) 出入口が、帳場等に通じる共用の廊下に面していない構造であること。<br>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第3条第3項第1号に規定する設備が設けられていること。<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、その構造又は設備が、一般の宿泊客が通常利用するものと明らかに異なること。  |
| 形態、意匠又は附属する広告物 | (1) 屋根、外壁等は、意匠が著しく奇異であり、かつ、けばけばしい色彩を用いたものであること。<br>(2) 道路に面する塀(透過性のフェンス等を除く。)の高さが、おおむね0.6メートルを超えるものであること。<br>(3) 施設の外部に休憩料金を示す表示その他周囲の良好な生活環境及び都市景観を損なうおそれのある広告物を表示していること。<br>(4) ネオン及び可変表示装置を利用したサインは、4色以上のものであり、又は順次若しくは一 |

|  |   |
|--|---|
|  | 齊に点滅する方式のものであること。<br>(5) 建物又は工作物の外観の照明以外の用に供するための投光器その他これに類する照明装置を設置していること。 |
|--|---|

別表第3 (第5条関係)

| 図面等の種類       | 明示すべき事項  |
|--------------|--|
| 付近見取図        | 方位、道路及び目標となる地物   |
| 配置図          | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、緑化の状況並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |
| 各階平面図        | 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積(客室にあっては、定員)並びに主要部分の寸法                                |
| 着色した2面以上の立面図 | 縮尺及び開口部の位置、外壁及び屋根の仕上げ材料及び色彩並びに広告物の意匠、形態及び色彩                              |
| 断面図          | 縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさしの出                               |
| 内部仕上げ表       | 客室内の仕上げ材料及び色彩  |
| 展開図          | 縮尺及び帳場部分の展開状況  |

様式第1号 (第5条関係)

ホテル等建築確認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所  
氏名

Ⓜ

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

ホテル等の確認を受けたいので、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|              |       |  |                |                |
|--------------|-------|--|----------------|----------------|
| ホテル等の名称      |       |  |                |                |
| ホテル等の建築場所    |       |  |                |                |
| 工事の着手予定日     | 年     | 月  | 日              |                |
| 工事の完了予定日     | 年     | 月  | 日              |                |
| ホテル等の建築      | 種別    | 新築 改築 増築 移転 大規模の修繕<br>大規模の模様替 用途の変更 修繕 模様替 |                |                |
|              | 計画概要  | 計画部分                                       | 計画以外の部分        | 合計             |
|              | 敷地面積  | m <sup>2</sup>                             | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|              | 建築面積  | m <sup>2</sup>                             | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|              | 延べ床面積 | m <sup>2</sup>                             | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|              | 従前の用途 |  |                |                |
|              | 構造    |  |                |                |
|              | 高さ    |  |                |                |
|              | 階数    | 地上   | 階              | 地下             |
| 設計者の住所及び氏名   |       |  |                |                |
| 工事施工者の住所及び氏名 |       |  |                |                |

備考 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第2号(第5条関係)

誓約書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

誓約者 住所  
氏名 ⑧

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のホテル等の建築の計画について、近隣住民との間に紛争が生じないよう努めるとともに、万一紛争が生じたときは、誠意を持ってその解決に当たることを誓約します。

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| ホテル等の名称   |                     |
| ホテル等の建築場所 |                     |
| 計画の内容     | 別紙「ホテル等建築確認申請書」のとおり |

様式第3号(第6条関係)

ホテル等の建築計画のお知らせ

|  |        |  |                |                |
|--|--------|--|----------------|----------------|
| ホテル等の名称  |        |  |                |                |
| ホテル等の建築場所  |        |  |                |                |
| 建築主  | 住所及び氏名 | 電話番号                                       |                |                |
| 設計者  | 住所及び氏名 | 電話番号                                       |                |                |
| 工事施工者  | 住所及び氏名 | 電話番号                                       |                |                |
| ホテル等の建築  | 種別     | 新築 改築 増築 移転 大規模の修繕<br>大規模の模様替 用途の変更 修繕 模様替 |                |                |
|  | 計画概要   | 計画部分                                       | 計画以外の部分        | 合計             |
|  | 敷地面積   | m <sup>2</sup>                             | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|  | 建築面積   | m <sup>2</sup>                             | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|  | 延べ床面積  | m <sup>2</sup>                             | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|  | 従前の用途  |  |                |                |
|  | 構造     |  |                |                |
|  | 高さ     |  |                |                |
| 階数   | 地上     | 階  | 地下             | 階              |
| 工事の着手予定日   | 年      | 月  | 日              |                |
| 工事の完了予定日   | 年      | 月  | 日              |                |
| この標識の掲出期間  | 年      | 月  | 日～             | 年 月 日          |
| 意見書の提出期間   | 年      | 月  | 日～             | 年 月 日          |
| ホテル等の建築計画配置図又は平面図  |        |  |                |                |
| ① この標識は、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第5条第1項の規定により掲出するものです。 |        |  |                |                |
| ② このホテル等の建築計画についてのお問い合わせは、下記にお願いします。                             |        |  |                |                |
| (連絡先)  |        |  |                |                |

備考

- 1 標識の材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとします。

- 2 標識の大きさは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。
- 3 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第4号(第6条関係)

標識掲出届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所  
氏名

Ⓜ

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第5条第1項の規定により標識を掲出したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|           |              |
|-----------|--------------|
| ホテル等の名称   |              |
| ホテル等の建築場所 |              |
| 標識の掲出期間   | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 備考        |              |

備考

- 1 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 標識を掲出したことを証する写真(遠景及び近景のものを各1枚)を添付してください。

様式第5号(第7条関係)

説明状況報告書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

報告者 住所  
氏名

Ⓜ

(報告者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第7条の規定により、次のとおり報告します。

|                          |                                       |
|--------------------------|---------------------------------------|
| ホテル等の名称                  |                                       |
| ホテル等の建築場所                |                                       |
| 標識の掲出期間                  | 年 月 日～ 年 月 日                          |
| 標識の掲出期間中における<br>問い合わせの有無 | 有(問い合わせ件数: 件)・無                       |
| 問い合わせについての具体的<br>な説明の内容  | 個別説明会 回 説明会の開催 回<br>*内容は、別紙「説明の状況」とおり |
| 備考                       |                                       |

備考 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

別紙

| 説明の状況  |        |                    |
|--------|--------|--------------------|
| 説明の日時  |        |                    |
| 説明の場所  |        |                    |
| 説明対象者数 | 個別説明   | 人                  |
|        | 説明会の開催 | 出席者人数 人<br>出席者の代表者 |

|   |  |
|---|--|
| 説明者の職・氏名<br>説明会にあっては、ホテル等建築者側<br>出席者の職・氏名 |  |
| 問い合わせの内容・意見                               |  |
| 回答(対応)                                    |  |

備考 この説明の状況は、個別説明又は説明会ごとに区分して記入してください。

様式第6号(第9条関係)

(表)

|   |                   |
|---|-------------------|
|   | 第 号               |
| 身 分 証 明 書   | 所 属<br>職 名<br>氏 名 |
| <p>上記の者は、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第12条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長 <span style="float: right;">印</span></p> |                   |

(裏)

|   |
|---|
| <p>金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例 (抜粋)</p> <p>(この欄には、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第12条の条文を記載すること。)</p> |
|---|

金沢市都市計画公聴会規則をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第8号

金沢市都市計画公聴会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき開催する公聴会(以下「公聴会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催の手続)

第2条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、その開催期日の3週間前までに、次に掲げる事項を公告するとともに、作成しようとする都市計画の原案(以下「事案」という。)を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1)公聴会の開催の日時及び場所

(2)事案の概要

(3)前2号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

2 前項の規定による公告は、金沢市公報に登載するものとする。

(公述人の資格)

第3条 公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)は、本市の区域内に住所を有する者又は事案に関し利害を有する者とする。

(意見の申出)

第4条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、第2条第1項に規定する縦覧期間満了の日までに、氏名、住所及び意見の要旨その他市長が必要と認める事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(公述人の決定等)

第5条 市長は、前条の規定により書面を提出した者のうち、同旨の意見を有する者が複数あるときは、公述人を選定するものとする。

2 市長は、公述人を決定したときは、本人にその旨を通知するものとする。

(公聴会の中止)

第6条 市長は、第4条の規定に基づく意見の申出がないときは、公聴会の開催を中止し、その旨を速やかに公告するものとする。

(議長)

第7条 公聴会は、市長が指名する職員が議長となり、これを主宰する。

(公述人の発言)

第8条 公述人の発言は、事案の範囲を超えてはならない。

2 議長は、公述人が前項の規定に違反して発言したとき、又は公述人に不穏当な発言があったときは、その発言を禁止し、又はその者を退場させることができる。

3 議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人の発言の時間を制限することができる。

(質疑等)

第9条 議長及び関係行政機関の職員は、公述人に対し質疑をすることができる。

(公聴会の秩序維持)

第10条 何人も公聴会においては、議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録の作成)

第11条 議長は、公聴会の記録を作成しなければならない。

2 前項の規定による記録には、議長が署名押印しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

金沢市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第9号

金沢市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市行政手続条例施行規則(平成8年規則第88号)の一部を次のように改正する。



第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第3条に見出しとして「(職員以外に聴聞を主宰することができる者)」を付し、同条を第6条とする。

第2条に見出しとして「(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)」を付し、同条第1号中「(条例第2条第2号に規定する条例等をいう。以下同じ。)」及び「(条例第2条第1号に規定する市長等をいう。)」を削り、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(意見公募手続を実施することを要しない規則等)

第3条 条例第3条第3項第9号に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1)他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- (2)前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する軽易な事務の処理に関し規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1)事務の決裁及び補助執行に関するもの
  - (2)公印に関するもの
  - (3)金沢市立小学校及び中学校、金沢市立工業高等学校並びに金沢美術工芸大学の管理及び学務に関するもの
- 本則に次の2条を加える。

(規則等の案に関連する資料)

第7条 条例第37条第1項に規定する規則等の案に関連する資料は、次のとおりとする。

- (1)規則等の案を作成した趣旨、目的又は背景
  - (2)規則等の案を作成する際に整理した考え方及び論点
  - (3)前2号に掲げるもののほか、規則等の案の内容を理解する上で参考となる資料
- (意見の提出の方法等)

第8条 条例第37条第1項の規定に基づく意見の提出の方法は、次のとおりとする。

- (1)規則等制定機関(条例第3条第3項第5号に規定する規則等制定機関をいう。以下同じ。)が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリを用いた送信
  - (2)規則等制定機関が指定する送信先への電子メールの送信
- 2 条例第37条第1項の規定に基づき意見を提出しようとする者は、原則として住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

---

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

## ●金沢市規則第10号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定)

第8条 条例第14条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市老舗記念館指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第14条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)金沢市老舗記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (2)定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3)法人にあつては、登記事項証明書
- (4)経営状況に関する書類
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第8条関係)

金沢市老舗記念館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩

金沢市老舗記念館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し上げます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1)事業計画書
- (2)金沢市老舗記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (3)定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4)法人にあつては、登記事項証明書
- (5)経営状況に関する書類
- (6)前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市が施行する土地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第11号

金沢市が施行する土地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則の一部を改正する規則

金沢市が施行する土地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則(昭和60年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業施行に関する条例(平成5年条例第43号。以下「金沢駅北条例」という。)」を削る。

第6条中「又は金沢駅北条例第29条第1項」を削る。

第9条第1項中「又は金沢駅北条例第29条第7項」を削る。

第10条中「又は金沢駅北条例第29条第9項」を削る。

第11条中「又は金沢駅北条例別表第1」を削る。

第14条第1項中「徴収吏員」を「徴収職員」に、「事務吏員」を「職員」に改め、同条第2項中「徴収吏員」を「徴収職員」に改める。

様式第7号第2葉及び様式第12号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第14号(表)中「清算金徴収吏員証」を「清算金徴収職員証」に改める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に交付された徴収清算金納入通知書兼領収証書及び督促状は、改正後の金沢市が施行す

る土地区画整理事業における清算金徴収交付事務取扱規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第12号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成19年(2007年)3月23日 印刷  
平成19年(2007年)3月23日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)